

戦後の獨逸炭鐵政策に就て

(戦後の難局を叙べ、新統合組織を説き、遂に社會化問題と企業合同の趨勢に及ぶ)

小島 精一

目次

緒言

第一節 戦前及戦時中獨逸炭鐵業組織の發展

第二節 戦後の炭鐵業統合組織殊にアイゼン、ウイルトシャフトブンド (Eisen wirtschaftsbund) に就て

第三節 社會化問題と企業合同

第四節 結論

緒論

今次の大戦で獨逸の石炭業及製鐵業は非常な打撃を被つた。それで生産の増加と云ふことは何よりの急務なるに原料生産者の能率は反て遞減して居る。其原因は主として労働爭議の粉擾である。政府は始め民主的要望に順應する目的で一種の統合組織を施行して見たが其結果は不幸にして面白くなかつた。労働者はもつと徹底的な社會化を要求するし、一般輿論は何よりも生産の増加と價格の低減とを絶叫した。政府は今や産業政策と社會政策とのデレンマに悩んで居る。斯かる紛議の中で企業合同は目覺しき進行を遂げ、中にもユーゴー、スチンネス (Hugo Stinnes) 氏なる有爲の實業家は最も巧妙に時流の推移を導いて居る様に思はれる。余は社會主義者の理想も理解するがスチンネス氏

等の提唱には甚だ興味を感じずるものである。茲に本問題を捕へ來つたのも多くはこの興味からである。即ち本文の第一節は謂はゞ豫備的説明で、第二節に於て始めて政府の所謂民主的自治機關の内容と成績を敍べ、第三節に於て社會化問題への推移と企業集中による難問の解決とを説き皮相な分配公平論は容易に輿論を承服せしめることが出來ぬらしい成行を瞥見した前途多難にして企業合同の論議盛んなる本邦製鐵業者にとつては本編の敍述は決して徒勞なことでないと思ふ。

第一節 戦前及戦時中獨逸炭鐵業組織の發展

獨逸炭鐵業經營組織の發展を窺ふは甚だ興味があり、且つ本邦の同業者にとりては極めて重要な事である。蓋し同國にては常に炭鐵生産者間の聯合や合同に止まらず、販賣者は生産者と結合し、卸賣商は更に小賣商を統制し、斯くて重疊的に微妙な相互補助の關係が確立して居り、内は無益な競争や排濟を避け、外は外國競争者に團結して當り、更に資本家の團結によりて對労働者の闘争に備へ來つた、此經濟組織の發展は戦時中炭鐵政策の統一を計り、其遂行上極めて便利であつたし、戦後の政策にも利用せらるゝこと尠くないのである。抑も獨逸の炭鐵業に初めてカルテルの出現したのは第十九世紀の六十年代で、其後一八九二年に銑鐵業組合 (Roheisen syndikat) 成り、次で有名な石炭業組合 (Westphalia Kohlen syndikat) 及製鋼組合 (Stahl werksverband) が組織せられた。其他鐵鑛業組合、鑄鐵業組合等數へ擧ぐれば尙ほ數個の大組合を見なければ、其余は一々是等の諸組織の發展や現状を説く暇を有しない。そこで以上三大組織に共通な機能を示せば、其目的は組合員の生産量の制限と價格の維持統制である。之がために其生産を家用と販賣用とに區別し、家用は之に制限と拘束を加へず、販賣用の數量を生産能力に従て豫め割當て、市況の盛衰に應じて適當に生産量を制限し、販賣は組合に統集中するのである。其組織は對外貿易の發展にも非常な關係があるのであるが、茲には是等に關しては述べぬ。

扱て是を米國に見る製鋼トラスト (U. S. Steel Corporation) と對比すれば尙ほ其結合は緩く所屬各組
合員は其法律上及經濟上の獨立を維持し各自獨立の計算の下に經營をなすものである。

商人は其流動資金が大なると競争の容易なために製造家の如く獨立的組合を組織すること困難
であつたが、既に製造家が組合を作り、又企業の間を促進するに連れ商人と特殊關係を結びて市場
の確保を企てるので一方には關係商人に一手販賣の特權を與へ同時に他の製造家と絶縁せしめ工
場に附屬する商人の團結を獎勵勸告することゝなつた。そこで商館の合同組織を生じ夫々大工場か
ら特殊利益を享有するに務めた。此特殊關係を有する商人を *Worksmen* (工場商人) と稱し、それが又
相集つて販賣業者組合を作つた。其ウエストリア石炭組合に屬する販賣組合を *Kohl Kontor* と稱
し銑鐵組合には *Vereinigung von Rohisen Händler* (銑鐵販賣者組合) あり、製鋼組合には特に數個の銜鐵
商組合 *Träger Händler vereinigung* があつた。而して其活躍の方法を概言すれば販賣商組合員たる各商
館には過去の販賣高に應じて一定の顧客範圍を定め需要者はその商人に注文を發し、商人は夫々好
める工場に注文を出す。工場は又之を組合に通じ、組合は各工場の參加率に従て其注文を配分する。販
賣商組合は右の如く顧客と商人との間に立つて組合員相互の競争を防止し參加率を定めて注文の
配分をなすが畢竟仲介人たるに止り自ら締約をなすものではない。

(註) *Hübner; Deutsche Eisenindustrie; II. Abs.*

(註) 製造業組合は又種類によりては直接に販賣する、其種の製品にては勿論商人團體はない。

以上概説した如く既に戦前獨逸にては一方に炭坑業より製鋼業迄を貫通する縦斷的大企業あり、
又産業別には數地方を包擁する横斷組合あり、これが夫々の販賣業者及其組合と連絡し斯くて極め
て複雑なる資本網を完成しつゝあつたのである。

扱て斯る組織の發展を促した原因に就ては技術的及經濟的の各種の理由を擧げることが出来る、

殊に技術上では燃料及瓦斯の節約は其大なるもので經濟上では

- (イ) 原料市場の變動から免れること。
- (ロ) 原料運搬費の節約。
- (ハ) 仲買商人の利益及手数料を省くこと。
- (ニ) 原料生産上の監督をなすこと。
- (ホ) 瑕疵品又は切屑鋼の利用。
- (ヘ) 市場不況の打撃より免るゝこと、即ち甲品不振のときは乙品製造を計りて所謂補整作用をなすこと、其他大企業に伴ふ利益を享有すること。

(註) 滿鐵調査局世界製鐵業第二編一五〇頁及二五一頁等を擧げることを得る。

余はこゝに企業聯合が製鐵業者に及ぼした影響を説くのは暇はないが、只だ一言すべきは組合所屬員が參加率を増加する政策上大企業(鐵鋼)を促進したことである。即ち此場合カルテルと、トラストとは相互に其勢を助成したのである。只十九世紀の末から石炭業と製鐵業とは次第に接近し Thyssen、Stinnes、Spaeter 等の大資本家は縦斷的大企業を組織することに依つて同時に各種の横斷的組合に參加したので組合の方針を決定する際には自己の主力のある處に従て或は製鐵業のために炭坑業の利益を犠牲にし、或は原料組合を擁護して加工品組合を顧みざるため往々紛議を惹起した様である。之と同時に所謂單純業者(Reine Werke)と綜合業者(Gemischte Werke)との間に利害の分裂を生じた、蓋し上述の如く自家用製品は規律せざると共に之には何等財政上の負擔を被らしめなかつたので單純業者は殊に市況不振の際には綜合業者に比し一層窮狀に陥るを免れなかつたのである。加ふるに單純業者は大體小企業者であつたから特別の保護をせぬ限り存在は困難を加へる計りであつた、其問題で特に注目せられたのは Hüttenzechenfrage (鑛山工場兼營會社問題)で炭坑業と製鐵業とを兼營す

る所謂 Hüttenzeichen (Workspit) は遂に自家用品の Sindigierung を肯じなかつたので此内部の分裂が既に戦前に於てすら組合組織の變革を豫想せしめて居た。

(註) 製鋼組合に就きては始め製品を A 及 B に區別し、A 品は Sindigierung され共、B 品は Kontingieren するに止める。即ち B 製品は各組合員自ら隨意に販賣し只生産量のみを制限したが、一九一二年には B 製品につきは其 Kontingierung すら之を廢止し全く販賣と生産とを組合員自由に委せた。銑鐵組合及石炭組合にては販賣用製品は總て Sindizieren され共、自家用品は Kontingieren するに止り、賦課税を免ぜらる。

夫れに尙ほ外部の獨立會社の激烈な競争の有つたので一九一五年前後の各組合の更新期には其多くは存續を疑はれたが戦時中の故を以て皆兎も角も一時的の更新を見た、されど其組織は早晩何等かの改善を斷行するの必要に迫られて居た。こゝで余は石炭組合、銑鐵組合、及製鋼組合の最近の割當表を左に掲げることが有益だと思ふ。

第一 團體別石炭組合割當表(一九二〇年改正表)(本組合は戦後成立せる全國統合機關なり)(單位千噸)

I. Rhine-Elbe (五會社)		石炭	銑炭	自家消費量	IV. Hannel-Gutehoffnungshütte (四社計)		石炭	銑炭	自家消費量
Deutsch-Lauenburg	3,635	854	2,021	—	計	8,332	1,929	—	
Gelsenkirchen (1920)	9,996	1,827	2,085	Gutehoffnungshütte	2,117	220	1,635		
Bochum Verein (1920)	693	4	792	Jacobi	1,000	—	—		
// Tontomburgia	750	—	—	Rheinproussen	3,000	795	—		
// Fried. d. Grobe	1,189	507	—	Neumühl	1,650	563	—		
計	16,265	3,191	4,899	計	7,767	1,578	1,635		
II. Harpener (三社計)	9,126	2,415	—	V. Hoesch. (四社計)					
III. Funke-Lothringen (十三社計)				Hoesch	700	120	905		
Gewerksch. Lothringen	1,215	545	—	Fürst Leopold (1918)	1,000	—	—		
Erele Vogel u. Unverhofft(1912)	625	300	—	Köln-Neussen (1920)	1,971	554	—		
Borussia & Oespel (1915)	470	175	—	// Trier I-II (1920)	2,500	410	—		
Essen Stein kohlenbergwerke	3,541	367	—	計	6,177	1,074	—		
Graf Schwerin	637	243	—	VI. Hibernia	5,814	1,613	—		
Glückaufsegen (1916)	625	300	—	VII. Phoenix					
其他七炭坑	1,220	—	—	Phoenix	3,190	743	2,473		

44

	石炭	焦炭	自家消費量		石炭	焦炭	自家消費量
VII. Zollverein (1920)	1,950	540	—	XIII. Stumm (四社計)			
計	5,140	1,283	2,473	Kg. Wilhelm (1920)	1,138	543	—
VIII. Mathias Stinnes (六社計)				Minister Aachenbach	600	20	900
Graf Benst	596	67	—	其他二炭坑	700	50	—
Mathias Stinnes	1,729	248	—	計	2,438	643	900
Ver. Welheim	1,000	200	—	XIV. 其他 (三十四社計)			
Victoria Mathias	666	145	—	Auguste Victoria (Anilingroup)	700	325	300
其他二炭坑	828	199	—	Concordia (Rombach)	1,200	100	1,000
計	4,819	859	—	Constantin I. gr. (Ised. H.)	2,763	1,300	—
VIII. Thyssen (三社計)				Dahlbusch (Banquege I. Brunelles)	1,210	183	—
A. Thyssen Hütte	1,650	35	2,723	Diergart (Deichmann-Köln)	900	—	—
Rhein I	1,000	—	—	Emseher Lippe (Kupp Norddeut.)	1,750	920	200
Lohberg	1,000	—	—	Ewald	2,449	300	—
計	3,650	35	2,723	Fried. Krupp (& Helene, Annahie)	1,790	358	—
X. Lothringer Verein (三社計)				Graf Bismark	2,327	300	—
Lothringer Hütten Verein	1,905	432	1,041	Consolidation	1,952	515	—
Georgsmarien-Ve.	600	200	470	Ang. Hainel (二炭坑)	1,002	142	—
Königsborn	1,125	414	—	Herrmann I-III (Erming)	1,000	300	—
計	3,630	1,046	1,511	König Ludwig	1,434	593	—
XI. Mannesmann (三社計)				Manfelder Gew. (& Sachsen)	1,267	300	400
三炭坑	2,665	575	400	Mont Genis (Riching 1917)	985	300	—
XII. Rheinisch St. Wke. (五社計)				Mühlheim. Berg-Verein	1,380	95	—
Rhein St. Wke.	515	100	1,100	(Hugo Stinnes)	—	—	—
Friedrich Heinrich (1917)	1,250	450	—	Niederh. Bergw.-ges.	900	—	—
Arenberg Fortsetzung (1919)	1,000	250	—	(Bleichfelder)	—	—	—
Brassert (1917)	1,000	—	—	Westfalen (Giesehe)	1,200	250	—
Arenberg	2,243	687	—	Stahl. Bergro Dir	6,815	2,000	—
計	6,008	1,487	1,100	Recklinghausen	5,297	402	—
				其他十一炭坑會社	—	—	—
				合 計	37,614	8,683	5,171

(註) Stahl u. Eisen, 24, März, 1921

本表によりて窺ふべきは炭業に於ける資本家の勢力分野と綜合業と單純業との關係にして殊に綜合業者及大

資本家の優越せるを注目すべし。本表は之を製銑組合及製鋼組合の參加率表と對比すれば興味あるべし。

第一 マシン銑鐵組合割當表 (各會社の生産割當額) (單位噸)

組合員名	1916年	1910年	組合員名	1916年	1910年
A. G. für Hüttenbetrieb, of Duisburg-Meiderich & the Deutscher Kaiser Works	157,000	156,600	Norddeutsche Hütte	150,000	150,000
Westf. Iron and Wire Works	85,000	85,090	Ostdeutsches Roheisen Syndicate	75,000	100,000
Inderruss Ironworks	105,000	105,000	Phoenix Co.	64,000	—
Voncoritia Hütte	55,000	50,000	Rhein. Steelworks	36,000	36,000
Deutsch-Luxemburg Co.	163,000	163,000	Mannsaed Ironworks	50,000	50,000
Eisenwerk Kraft	170,000	156,000	Niederschelden Hütte	19,000	19,000
(Ilsenkirchen Co.	277,000)	273,000	Bremen Hütte	57,000	57,000
(Georgs-Marien Works	25,000	15,000	Charlotten Hütte	62,000	174,000
(Guthofnungshütte	141,000	141,000	Rolands Hütte	37,000	56,000
Halgere Hütte	—	42,000	Köln-Müsener Verein	94,000	—
Haspe Works	50,000	62,000	Eisefeld Hütte	19,500	22,000
Henschel & Son	102,000	92,500	(Eisweide Works	12,000	28,000
Hessen-Nassau, Hüttenverein	35,000	35,000	Storch & Schonberg	54,000	51,000
Hochofen Lubbeck	167,000	204,000	Hainer Hütte	19,000	19,000
Hohenzollern Hütte	50,000	110,000	Zypen-Wissen	107,000	119,000
Husten Corporation	21,500	—	Apfelbaum Zug	23,000	—
F. Krupp Co.	150,000	140,000	Duisburg Copper Works	80,000	80,000
Mahliden Hütte	36,000	36,000			

(Iron & Coal Tr. Rev. Aug. 18, 1916)

第三 製鋼組合割當表 (單位噸)

(一九一七年四月一日現在)

會社名	牛製品	鍛造材料	ギルダ	合計
1. (Eisenkühener Bergwerks Akt. Ges	100,009	107,630	167,865	375,504
2. Eisen-u. Stahlwerk Hoesch A. G. in Dortmund	—	84,611	86,379	170,990
3. Gewerkschaft Deutscher Kaiser, Thyssen & Co. u. Stahlwerk Thyssen	51,754	213,670	191,671	457,095
4. (Guthofnungshütte, Aktienverein f. Bergbau u. Hüttenbetrieb	13,698	184,169	66,911	264,778
5. Hasper Eisen-u. Stahlwerk	13,000	—	42,883	55,883
6. Phoenix Akt. Ges. f. Bergbau u. Hüttenbetrieb	134,396	214,896	111,162	460,454

會 社 名 稱
(一九一七年四月一日現在)

會社名稱	年製品	鐵道材料	ギルター	計
7. Rhein. Stahlwerke	77,030	142,272	52,108	271,410
8. Fried. Krupp A. G.	159,567	252,995	73,887	486,449
9. Konzern Deutsch-Luxemburg	73,099	221,452	244,179	538,730
10. Bochumer Verein für Bergbau und Gußstahlfabrikat. u. Gesellschaft für Stahl-Industrie m. b. H.	50,651	152,852	2,000	205,500
11. Verein. Stahlwerke van der zypen u. Wissener Eisenhütten A.-G.	7,403	5,999	25,953	39,355
12. Georgs-Marien-Bergwerks u. Hüttenverein A.-G.	500	90,000	—	90,500
13. A.-G. Peiner Walzwerk	—	6,776	201,510	208,286
14. Vereinigte Hüttenwerke Burbach-Dich-Düdelingen A.G.	190,834	145,468	233,672	569,974
15. Röchlingsche Eisen-u. Stahlwerke G.m.b.H.	18,324	74,696	168,849	261,869
16. Gebr. Stumm, G.m.b.H.	38,676	93,950	130,242	262,868
17. Akt. Ges. der Dillinger Hüttenwerke	42,760	61,249	—	104,009
18. de Wendelsche Berg-u. Hüttenwerke	—	—	—	—
19. Rombacher Hüttenwerke	150,000	67,292	104,675	321,967
20. Lothringer Hütten-u. Bergwerke-Verein A. G.	97,578	54,906	93,512	245,996
21. Soc. anon. d'Ougrée-Marhaye Abt. Rodingen	—	—	—	—
22. Eisenwerk-Ges. Maximilians hütte	5,000	88,748	83,746	177,494
23. Sächsische Gußstahlfabrik Döhlen	1,138	25,500	—	26,638
24. Verein-Königsu. Laura hütte, A.-G. f. Bergbau u. Hüttenbetrieb	—	60,660	34,000	94,660
25. Oberschlesische Eisenbahn Bedarfs-Akt. Ges.	—	—	—	—
26. Kattowitzer Akt. Ges. für Bergbau-u. Eisenhütten-betrieb	—	—	—	—
27. Oberschlesische Eisen-Industrie Akt. Ges. für Bergbau u. Hüttenbetrieb	—	90,769	138,571	229,340
28. Bismarckhütte	—	—	—	—
合 計	1,225,417	2,440,560	2,253,775	5,919,752

(Board of Trade Journal. June. 3, 1920)

今戦前の表から殊に大企業を抽出して既に當時炭鐵兩工業が實際は同一經營に屬して居たもの多かつたことを窺はう。

戦前主要炭鐵業者表 (單位噸)

會社名	會社	製鋼組合參加率 (1912年7月1日)	銑鐵組合參加率 (1915年)	石炭組合參加率 (1913年11月)
1. Gelsenkirchen		383,604	386,983	10,641,487
2. Deutscher Kaiser	"	455,000	—	1,662,000
3. Phönix	"	460,454	64,000	3,903,920
4. Krupp	"	525,827	150,211	700,000
5. Deutsch-Luxemburg	"	569,763	258,000	5,127,731
6. Burbach-Eich-Diedelingen	"	583,974	—	—
計		2,908,622	859,194	23,035,059
各組合に於ける全所屬員の參加率		6,602,479	3,408,101	101,170,144
右六大會社の參加割合		45.15%	25.2%	21.6%

(註) 各組合參加率は販賣用のみにて自家用を除く、然るに是等の大企業は其原料を大部分自家工場で消化するから原料組合の參加率は少けれ共其生産量から云へば割合は一層増加する譯である。

茲で更に一步を進めて注目を促さねばならぬのは同國の銀行業が工業の勃興集中に極く密接な關係のあることで、殊に炭鐵業が其援助に負ふこと大なるは何人も否むを得ないが又反面から見れば産業の運命は夙に是等大銀行及其背後の大資本家の左右するところとなつたのである。

銀行が特に炭鐵業に力を入れ始めたのは一九〇四年の頃第二回の石炭組合が成立し、製鋼組合が組織せられてから後の事で從來産業内の諸企業が分立し相排斥して居た時代には多數の顧客を包擁する銀行は特殊の企業會社の上に徹底的の援助をなすを得なかつたらしい。殊に第一回石炭組合(二九〇三年九月迄)の特色は製鐵業との對抗なりと考へられたので之に對する銀行家の態度は消極的を免れなかつた。

(註) 大銀行と石炭及製鐵業の關係に就きては殊に Teidels; Das Verhältnis der Deutsch. gross banken zur Industrie; 1915, S. 181—271 參照

此時恐慌が起り小企業が自然淘汰の犠牲となり合同の機運が顯著となると敏感な銀行家は既に轉換期の來れるを知り、第二回の石炭組合の成立には進んで之を援け爾來企業集中に伴ふ利害關係の集約に從て銀行自身も亦次第に合同し遂に企業の規模大となり其所要資金の激増するや、所謂銀

行團を組織して其目的に應ずるに到つた。銀行政策は同時に工業政策で工業の盛衰と銀行の運命とは常に相隨伴するの觀あるに到つたのは此頃からである。Teidels氏はルール地方及ロートリンゲン、ルクセンブルグ地方に於ける資本家團の勢力發展に就て極めて有益な研究を發表せられて居るが(上掲)夫れによるとルール炭田では既に一八七〇年代割引會社がGelsenkirchen 鑛山會社をSchaffhausen 銀行がHesperer 鑛山會社を創立したのを第一期とし、一八八〇年乃至一九〇〇年頃迄の第二期には伯林商事會社及獨逸銀行が本地方に勢力を植へた外特に注目すべき現象はなかつたが、第三期には石炭粗合が更新してより形勢一變し炭鐵業の融合を見、從來石炭業者の振つた勢力は次第に製鐵業者に移りチツセン家の勢力が製鐵界に擡頭し來つた、ドレーズデン銀行はチツセン家と結び從來炭田間に無勢力なりしシャツフハウゼン銀行はPhönix, Hoerder 組合、Hoersch 製鋼會社、Bochum 組合等を創設し、是等の大製鐵會社が所謂Hütten zechen として石炭組合の中心勢力となるや一舉にして他の企及すべからざる優勢を確立した、之に反し獨逸銀行が夙に本地方に扶植した勢力は製鐵業の伸張と共に次第に衰退せざるを得なかつた、次に製鐵業の他の中心地たるロートリンゲン、ルクセンブルグに於ては大體三個の中心勢力があり、夫々銀行と連絡して次の如き對立をなして居た。

一、スペーター家——本地方の製鐵業——シャツフハウゼン銀行

二、チツセン家——主として石炭業——ドレーズデン銀行

三、スチンネス家——前兩者の中央にあり即ちイスペーター家とはラインの運搬事業にて聯絡し(ロ)チツセン家とは所有炭田にて接觸す。

是等の資本家が相互に錯綜せる資本網を交錯せしめて居る状態を更に詳細に研究して見ることは余自身にとつては興味のある仕事なれ共、恐らく多數の讀者には迷惑と思はれるから戰前の叙述を打切つて筆を先に進めることにする。

(註) Taitels: S. 238—265參照 又富岡又次郎氏著獨逸大銀行と金融參照

第二節 戦後の炭鐵業統合組織

平和條約は獨逸の炭鐵業に大打撃を與へた。ロートリンゲン及ザールの喪失が如何に重大な損失であるかは次の一表によりて略ぼ推察することが出來様。

一九一三年度獨逸製鐵量(單位百萬噸)

區域	石炭	鐵炭	鐵鑛	銑鐵	鋼塊
一、獨逸關稅區域(戰前)	二七八、六	三二、二	三五、九	一九、三	一九、〇
二、ザール地方	一三、〇	一、五	—	一、四	二、一
三、ロレン	三、八	〇、五	—	三、九	二、三
四、ルクセンブルグ	—	—	—	二、四	一、三
五、一九一三年度の統計に基きて概算したる戦後の獨逸	二六一、八	三〇、二	七、四	一一、七	一三、三

(The Iron Age Aug 14, 1919)

本篇は此の推移を説くを目的としなが戦前製鐵原料の配合状態を示すならば一層此關係を明瞭ならしめ得様。

一九一三年度製鐵地方別鐵鑛配給表(單位百萬噸)

鐵鑛供給地	消費地方					獨逸本國	計
	ウエストフアリア	ザール	獨領ロレン	ルクセンブルグ	獨逸本國		
(イ)内國鐵	三、〇	三、〇	一一、〇	三、〇	—	—	二一、〇
一、獨逸	〇、五	〇、三	〇、三	四、四	—	—	五、五
二、ルクセンブルグ	三、六	〇、二	—	—	—	—	六、五
三、其他獨逸本國	七、一	三、五	一一、三	七、四	二、七	—	三三、〇
小計	—	—	—	—	—	—	—
(ロ)外國鐵	—	—	—	—	—	—	—
一、佛領ロレン	一、〇	〇、五	〇、六	一一、二	—	—	三、三
二、其他佛國	〇、五	—	—	—	—	—	〇、五
三、アルゼリヤ、チュニス	〇、六	—	—	—	—	—	〇、六
四、瑞典、挪威	三、七	—	—	—	—	—	四、八
五、西班牙、葡萄牙	三、一	—	—	—	—	—	〇、二
六、其他	一、五	—	—	—	—	—	一、一
小計	一〇、四	—	—	—	—	—	一三、三
合計	一七、五	四、〇	一二、九	八、六	—	—	四七、〇

(The Iron Age July 24, 1919)

戦後の獨逸炭鐵政策に就て

即ち鐵鑛需要量四千七百噸中、内地供給は約三千百萬噸、其内ロレン及ルクセンブルグとて二千六百五十萬噸を供給したので、一旦此の供給地を奪はれた上は其工場の多くは他に供給を求めねばならなかつた。換言すれば多數の製鐵會社と石炭會社とは或は原料供給の點から、或は石炭過剩のために等しく不具者となるを免れなかつた。一方是等の會社は工場賣却に依つて巨額の遊費を擁する事となつたので之を以て他に發展を求め有無相通じて飛躍を試みんとする希望は極めて切々たるものがあつた。こは後述する企業合同の一要因であるが兎に角も獨逸炭鐵業は斯くして需給調節上の難關に面したのである。夫れに上述の經營組織も尙ほ全國的統合を期するには不充分であつたし。一方には社會主義の思潮が盛になつて所謂社會化 (Sozialisierung) の問題が甚だ痛切になり彼等は此の組合の統合的勢力を利用して先づ全國炭坑の私營を廢止せんと試みたのである。特に炭礦政策が論議の題目となつたのも實に此の産業政策と社會政策とを併せ解決することが困難であり又緊要であつたからで其結果は直に製鐵業に胚胎せる各種の問題に波及し延て全産業政策の趨向に甚からぬ影響を與へるからである。現に炭坑會議 (Reichs Kohlenrat) の設置と相前後して製鐵業にも全く姉妹制度と看做すべき製鐵業組合 (アイゼンウイルトシャフトバンド) が設けられたのである。

其の兩制度共全國統一の所謂民主的自治機關で、從來の組合が純然たる資本家の機關であるに比し販賣者、消費者及労働者の代表をも包含し政府の監督に服する點に於て全く趣を異にして居る。扱て筆を轉じて戦後炭坑政策の経過を見るに革命後直に任命せられた炭坑問題調査委員會は即時に全國炭坑の社會化を實行すべきを勸告し、其手段としては國有を排し政府管理の下に労働代表者の共同經營より成る公共的團體 (Gemeinwirtschaft) を組織すべしと報告した、然るに當時此の提案は採用せられず、反て全私有炭坑を組合員とする全國石炭組合 (Reichs Kohlenverband) を強制的に組織せしめ組合員の獨立は其のまゝにし之をして全國石炭の一手販賣を營ましめた。其利潤に關しては何

等の制限を加へなかつたが政府は之を監督して最高價格を制限した。此組合制は從來のウエストフ
アリア組合の規模を擴大したるに止らず之と稍其趣を異にし上記の組合の上に炭坑會議(Reichskoh
lenrat)を設け炭坑業者販賣及消費の代表を會し夫々勞資双方より等數の委員を選出せしめた。余は
本制度の内容に關する詳細なる規定を有せざるを以て之を紹介するを得ぬが、要するに炭坑會議を
以て最高石炭政策を決定せしめ其民主的機關を以て戦後の社會思潮に順應せんとしたのである。製
鐵業も戦時中は政府が管理したるが戦後も尙ほ全國統一的機關の必要があつたので一九一九年四
月十日獨逸鋼鐵同盟(Deutscher Stahlbund)を組織し官廳、消費者及生産者の代表の合議に依つて各種鋼
及壓延製品の價格及供給條件の統一等の根本問題を解決せしめ様とした。然るに既に上述した如く
(第一節)生産者と消費者との間には種々の意見の疎隔あり、其圓滿な解決は尙ほ本組織にては不充分
な點が多かつたので政府は關係業者の自治機關を組織せんとした。此試みには種々の反對があり一
九一九年七月の提案は否決せられ爾後數ヶ月を経て關係者の數回の審議は徒勞に歸した。此の間均
一價格協定機關(Angleichskrisse)を設けて市價の統整を計らしんとしたが結局此種非常手段の制定に
は政府の強制が必要であるとし、經濟大臣は遂に同年初旬國民集會の經濟會議に獨斷を以て
均一價格協定機關を設置し市價統一を期する法案を提出した、其後屢曲折を経て遂に次の如き民主
的自治機關の設立を見、勞働者をも其の審議に參與せしめることになつたのである。

(註) Stahl u. Eisen, April 1, 1920 参照)

全國製鐵業組合規定

獨逸經濟省は國民集會の協賛を経て全國製鐵業の各過程を統一する目的を以て次の一組織を編
成し之を製鐵業組合(アイゼンウイルトシャフトバンド)と稱しデュツセルドルフに置く(第一條)。

〔一〕本組織の包含する製品

(第一種) 銑鐵、滿俺鐵(高爐製造の分)鐵及鋼屑
 (第二種) 半製品、鐵道材料、筐鐵(Ⅰ)及U鐵、深八〇耗以上及Z鐵、斷鋼、壓延線、板、管、鍛鐵、繼目、無管、各種パイプ、壓延材

經濟大臣は本協會の賛成を經、此の製品種目を増減することを得(第二條)。

(二) 組織

本協會は生産者、商人並に消費者より成り、夫々雇主及使用人双方等數の代表者を出す、商人は一九一四年八月一日迄に登録を成したる者に限る。

執行機關は總會(Vollversammlung) 執務委員(Arbeitsausschüsse) 及代表者(Vertretungsman)とす。

(イ) 總會

普通議員七〇名にして其構成次の如し。

(1) 生産者 三四名

(イ) 高爐代表者 六名 (ロ) 製鋼會社 二八名

(2) 商人 一二名

(イ) 雇主側

屑鐵商 二名 鐵鋼商 三名 商業組合 一名

(ロ) 使用人側

坑夫協會其他二團體より選出。

(3) 消費者 二十四名

(1) 鐵道 (2) 其他鐵材消費者 (3) 造船業 (4) 建築、ポイラー、建具業 (5) 鑄鐵鋼業 (6) 車輪、機關車製造 (7) 機械、電氣工業 (8) 鐵鋼道具製作業 (9) 自動車、自轉車製造 (10) 錫、葉板、金屬業 (11)

手工業者(二名)より勞資各一名宛選出せしむ。

各議員は自己の代理者 (Stellvertreter) を指定するとを得、代理者は議員出席の時は評決の數に加はるを得ず。議員の選出に際しては各地方の各種工業者より其重要に比例して代表者を選出せしむるに務むべし。本法施行後二週間以内に夫々議員を指名し、若し缺員あらば經濟大臣は之を任命す。經濟大臣は本協會の賛成を經、議員數及其配布を變更することを得(第四、五、及六條)。

〔ロ〕 執務委員

總會之を任命す、目下次の四種あり。

(1) 銑鐵、滿俺鐵、シリコン鐵及屑鐵の國內商業委員。

(2) 鋼及壓延製品の國內商業委員

(3) 輸出入管理委員

(4) ザール地方より半製品及壓延製品の輸入に關する委員。

ザール地方及ロレンには特別小委員を設く、其議員の四分三は、南獨逸に屬せしむ(第七條、第八條)。本委員は生産者、販賣者及消費者より各勞資等數の代表者を以て組織す、又各群の何れも絶對多數の委員を任命するを得ず(第八條)。

〔ハ〕 代表者

總會は製造企業の提案あるときは本協會の代表者を選出し法定代表者たらしむ(第九條)。

〔ニ〕 事務分掌

(イ) 總會は政府監督の下に經濟上の必要に應じ獨逸製鐵業を管理し輸出入を調整す、一般政策の策源機關にして他の二委員を監督し何時にても其報告を徴することを得。

(ロ) 執務委員及代表者は其執務機關なり(第十條)。

〔四〕鐵鋼管理方法

内國製鐵業は本協會の命に依りて提案せられたる内國商業の緊要數量を充足するに先ちて其製品を他の目的を以て處分すべからず、但し屑鐵は此限に非ず。指定要量は晚くとも毎月一日迄に各會社に通告す、經濟大臣は本協會と協議し各種製品の數量及緊要數量を決定す。本管理の實行を期する爲め各種製品毎に關係會社を以て引渡組合(Lieferungsgemeinschaften)を組織す。

引渡組合は各會社に引渡條件を通告す、執務委員は更に引渡組合よりの引渡を管理す引渡條件を實行せざる會社は本協會の定むる科料に處す(第十一條)。

〔五〕内國市價公定

本協會は内國最高價格及販賣條件を規定す。經濟大臣は内國販賣市價を全國に亘りて統一し、延て輸出貨物の製造者に對する販賣にも同一價格を適用せしむる規定を設くることを得、本法所定の價格及販賣條件に違背せる契約は無効とす(第十二條)。

〔六〕其他

經濟大臣は本協會の賛成を經、更に左の各種の規定を設くることを得。

(イ) 輸出を許すべき數量、制限、及其最高價格に關する規定。

(ロ) 次の目的を達すべき規定。

(1) 鐵鋼業者に瑞典鐵礦、原料品、及食料品等の購入の爲に外國手形を供給すること。

(2) 生産費の増加を外國鑽石の利用によりて調整すること(第十三條)。

(ハ) 屑鐵、銑鐵、鋼及壓延製品の輸入に關する規定。

(1) 内國の廉價なる原料を公開市場にて外國原料として販賣するを防ぐこと。

(2) 輸出に依りて生ずる特別利益に參加せしめて輸入を優遇すること(第十四條)。

(三) 最高價格及法律に據る收用規定を設けて屑鐵市場の調整。

本協會は支出に充當するため關係業者及輸出入免許に對し手数料を徴收す(第十七條)。其金額は總會之を決定す。獨逸政府は本會を監督し經濟省は其決議に施行力を與ふ、經濟大臣は更に數個の委員を設け各種の會合に出席せしむ(第十九條)。本條例は一九二〇年四月一日より施行す(第二十條)。

(註) Stahl u. Eisen, April, 1920, S. 456 ff. 及び Supplement to Board of Trade Journal, June, 3, 1920

要之新機關の目的は(1)緊切内國需要の充足、(2)市價及販賣條件の公定、(3)輸出入の調節、(4)屑鐵市場の規律であるが其效果に就いては甚だ疑はれた。

蓋し(イ)自律的機關を標榜するが(石炭業の場合でも同じだが)結局經濟大臣の規律する處で同大臣は本組合の賛成を経ずとも聯邦會議の協賛を得れば任意に重要事項を左右することが出来るし又特別委員を任命して本機關の決議に拒否を行ふことも出来るので官僚干涉の弊を免れない。

(ロ) 教養のない労働者を包擁する七〇名の多數委員の效果は甚だ疑はしい。

(ハ) 目下の急務である生産の増加を期し得ないし従て價格の低下も困難であらう。

此の疑問は不幸にして的中したが殊に其成績の振はなかつたのは炭抗會議であつた。蓋し同制度は會に冗漫に失して商機を逸するの弊ありしに止まらず、結局有力な綜合業者の横暴を誘致し坑主は坑夫側と結び、其の賃銀値上の要求に仰合するがため炭價の上昇を促したのである。蓋し賃銀は炭價を標準とする Sliding-scale によつて決定せられて居たからである。斯くて當面の急務たる能率及生産費の改善は行はれず社會主義者の要望も少しも實現せられなかつた。そこで更に徹底的な改革の必要があつたので大正九年の春第二回社會化問題調査委員の組織せられる、や先づ本問題の審査を續行せしめることとした。

(註) Colliery Guardian Oct. 15, 1920

本委員會の報告が炭坑の社會化を獻策したので爾來炭坑問題は頻りに喧傳せらるゝに至つたが茲で本報告を紹介するに先ち既に一九一八年初秋政府はパイネザルツギツテルにある鐵鑛業及製鐵業を國有たらしめんとする法案を國民議會に提出したことを説かねばならぬ。既に普魯西亞に於ては戦前から一部炭坑の國營を實行して來たが其成績は振はなかつた。然るに戦後政府は更に製鐵業の一部をも國營とし以て民利の増進を計つたのである。

(註) 國民議會に提出せられた法律案の要領左の如し。(Kölnische Zeitung, Aug. 14, 1914)

第一條 政府が株式會社 *Industrie* 製鐵所の株式を賠償によつて回収し之を獨逸國有とする權能を獲ることを規定す。

第二條 收用令により收用の時期を定むることを規定す、即ち同令は株主に一定の期間内に獨逸國立銀行又は其他政府所定の場所に株式を提出せしむ但し該提出に對しては株式に對し無効宣告を爲さざるものとす。

第三條 無効宣告の規定。

第四條 賠償の規定、即ち株式の價格に準じて之を行ひ、其價格は一九一九年五月七日から同年六月三〇日の間にハンノーフェル株式取引所で登錄したる最低公定相場と最高公定相場との間とす。

第五條 賠償を行ふは大藏大臣で其決定に不服の者は四週間に仲裁々判所に訴ふることを得該裁判所は大審院長を所長とし普國商務大臣、伯林工部大學長、在デュネセルドルフ製鐵業協會員及ハンノーフェル商業會議所員を以て組織す。

第六條 國家は無効宣告をなすに先ち其株式の賠償に要する最低金額及増補賠償をなす場合必要を生ずべき金額を委託すべきことを規定す。

(第七條以下省略)

本法案の理由は鐵鑛及製鐵業の經營を公益の爲め、國家の手中に收め更に他の會社にも及ぼさうとするのであつたが普國炭坑國營の實績は甚だ舉らず輿論は賛成しなかつたので遂に實現を見ずして止むに至つた。固より政府が一般製鐵業の國有を企圖したるや否やは不明であるが本法案が買収を恐るゝ製鐵會社をして合同を促進せしめ投資額を大にして買収を困難ならしめたことは觀過してはならぬ。

第三節 社會化問題と企業合同

本委員會の報告は多數委員及少數委員の二つに別れて居る少數委員報告は全炭坑を即時に相當の賠償で *Kohlengemeinschaft* と名付くる團體に買収せしめ、其後の利益を總て國庫の收入とすべき旨提案したが多數委員の報告は主義としては炭坑の私有廢止に賛成しつつも其實行期限は三十年の後に延期するを可とした。而して其過渡期中は各炭坑の利益を均一にし組織を次第に根本的に改革し炭坑組合は廢止し、其從來の職務を總て炭坑會議に移し、之を以て政策機關兼執行機關とし、全國石炭の專賣を行ひ炭坑の所有者には只だ一定の利益を確保するに止め、更に新炭坑の開發も亦本會議をして行はしめ、同時に能率の改善を計る爲めに生産を増加し又は生産費を低減した者には獎勵金を下附し、又炭坑買収の實行方法としては年賦金を支拂ふ。以上が大體多數委員報告の要旨である。

(註) 本報告の内容に就ては宇都宮鼎氏の論文に譲る、社會政策時報、大正十年二月號九頁以下參照。

又 E. Brandt: (*Stahl u. Eisen*; 9, 16 Dec. 1920, S. 1656—63) *Die Sozialisierung d. Kohlenbergbaus*. 參照

此報告一度出づるや輿論紛起し労働者側の之を支持するにも拘はらず官民識者は之に對し痛切なる反對を試みる者が多い。就中エツセン炭坑協會の發表した意見書は堂々たる論議であると思はれる。即ち詳細なる統計上の基礎に基き現行炭坑主の利益が決して他の産業に比して過當でないことを辯明した後社會化委員の提案を次の各項に亘つて批判して居る。

(註) ルール地方出炭價格に對する利益率

出炭價格 百萬馬克	利益 百萬馬克	利益率(出炭價格に對する)
一九一〇年—一三年	一〇八	九、〇一%
一九一七年	一四二	六、八一
一九一八年	二、三一九	五、五二
一九一九年	三、九七三	一、九九

(*Colliery Guardian* Oct. 29, 1920)

(イ) 社會化の結果

戦後の獨逸炭鐵政策に就て

本委員は一方に於て官僚的管理の弊ありと云ふ理由で炭坑國有を排斥し乍ら自ら現行炭坑會議で經驗した冗漫なる制度を推選する矛盾を知らぬのである。

(ロ) 生産上の結果

社會化の後は役員は一定の俸給生活をするので生産の増加には痛切な利害關係を有しない、且つ總ての事項は炭坑會議の審議を経ねばならぬので役員は興味と熱心とを缺く、假令生産獎勵金を出しても、夫れは反つて自發心を最低限度に制限する様にならう、況んや獎勵金の實行方法に關する説明を缺くが恐らく有效なものは見出し難いであらう、三十年間私有を許すと云ふことも企業心を鼓舞する上には何等の効果がなく、最後に社會化は労働者に共働心を起させると云ふ希望は既に普國の國有炭坑の實例でも誤謬なるを知られるであらう。

(ハ) 炭價の上の結果

採炭費は主として坑夫の能率に依つて左右せらるゝのであるが社會化は決して能率を改善する見込はない。従來の炭坑主は多數報告に據れば一定の利子を保障せらるゝから新制度に於ても當分は獎勵金償却金等を控除すれば生産費は決して低下はしないと思はれる。

(ニ) 労働者の状態に及ぼす結果

新制度に據れば労働者は管理に參與することは出来る。然し個々の坑夫は果して此無形の誇りを以て満足するであらうか。蓋し彼等の要求する處は生活状態の現實の改善である。換言すれば賃銀の實收の増加である。既に生産の能率改善せられずとせば結局炭價を昂めねば彼等の要求を満足せしむるを得ぬ。且つ彼等は炭坑主の利益に關しては全然誤謬の見解を有して居る。例へば一九一九年ルール地方の總炭坑會社の配當金は七九百萬馬克なるに坑夫の收得金は二、一六二百萬馬克に達して居る、即ち其分配金二、二四一百万馬克中坑主は僅に三、五四%を受けしに過ぎぬから假令之を多數の

坑夫に分配しても一人當りは微々たるものである。

(註) 分配金中労働者及炭坑主に夫々歸屬する金額及其割合

年 度	労働者側 百萬馬克	坑主側 百萬馬克	計 百萬馬克	労働者歸屬割合 %	坑主側割合 %
一九一〇年	五三一・九	八八・六	六二〇・五	八五・七二	一四・二八
一九一一年	五六六・八	一〇一・四	六六八・二	八四・八三	一五・一七
一九一二年	六五〇・六	一一七・三	七六七・〇	八四・七二	一五・二八
一九一三年	七五五・三	一二二・九	八七八・三	八六・〇〇	一四・〇〇
一〇一三年平均	六二六・一	一〇七・六	七三二・七	八五・三四	一四・六六
一九一四年	六六一・二	八一・六	七四二・八	八九・〇二	一〇・九八
一九一五年	五七七・三	一〇四・四	六七八・五	八五・〇六	一四・九四
一九一六年	七一五・三	一二九・三	八四四・七	八四・六九	一五・三一
一九一七年	九五九・一	一四二・〇	一一〇一・一	八七・一〇	一二・九一
一九一八年	一一八一・一	一二八・一	一二〇〇・二	九〇・二二	九・七八
一九一九年	二一六一・五	七九・四	二二四〇・九	九六・四六	三・五四

(Statist. u. Eisen 21, Oct. 1920, S. 1429)

又新制度にては労働問題の交渉は炭坑會議と坑夫との間に行はれることとなるが結局坑夫は一般人民の爲に屈服することゝならうし、國際競争が始まれば一層不利を忍ばねばならぬであらう。斯くて能率を損へる不自然の制度は結局労働者自身をも苦しめるに過ぎない。要之生産費低下が懸案なので此爲には労働者自らも賃銀増給の要求を差控へるのが得策である。

(註) 以上主として Colliery Guardian Nov 5, 1920

以上が反對論の要旨である。一體社會化反對論の論據は結局自發心の毀損と官僚統治の弊とを説くに止るが積極的改革案としてこゝに余の特に興味を感ずるのは同國炭坑界の權威ユーゴー、スチンネス氏の提唱である。氏は經濟會議から任命せられた七名の審査委員の一人であるが其多數委員報告として次の如き意見を叙べて居る、即ち氏は國營に代るに協働 (co-operation) を勧め從來の財政上

の合同を廢止して新協働團體を組織し瓦斯會社、電氣會社及水力加工工場等の大消費者が團結し之に其所要量を自給する石炭會社參加し、各集團毎に消費者を多數とする評議會 (Board) を設けて炭價及石炭の配給方針を決定せしめる。此自給團體を適當に地域によりて配分し、出炭量の九割は自分の需要に充て、過剰の石炭は外部に販賣するが、次第に小規模の消費者、工場等を包含せしめ一方株券の交換によりて消費者は炭坑業の管理權を把握することゝなる様にする。勞働者の能率を高めるためには小額の株券を發行して、分配し榮達の機會を開きて鼓舞する。此目的を達せんがためには製造業者は縱斷的の合同を更に進めねばならぬ。

(註) Stahl u. Eisen ; Nov. 11, 1920, S. 1539 ff. 及 H. O. Herzog; The Coal Age, Jan. 20, 1921.

翻て、大戰後同國製鐵業の狀勢を見るに、此スチンネス氏の慫慂する合同が既に盛に行はれ、國有案の解決を俟たずして有力なる團結が出現せるは極めて興味ある現象で氏の意嚮に従へば資本主義の組織を維持しつゝ社會化の實績を擧げんとするものである。余は次に其顯著なる實例を擧げて如何に合同の旺盛であるかを示さう。茲に又注意を要するは、此社會化に反對する資本家側の示威策や經濟上、技術上、普通考へられる上記(第一節參照)の種々の利益の外に合同に對する特別理由として平和條約の齎した炭鐵業の變調で即ちアルサス、ロートリンゲン及ルクセンブルグの喪失が相互の合同によつて多數會社の缺陷を除かしめたことである。(第一節參照) 扱て主なる合同は次の通りである。

(イ) シーメンス、ライン、エルベ、シュツケルト同盟團 (Siemens Rheinlbe. Schuckert-Union Gruppe)

上表(第一節)で明なるが如く、ゲルゼンキルヘン會社は元來石炭會社で其製鐵業に手を染めたのはルクセンブルグに於ける最新式の製鋼所を合併した後であるが、平和條約の結果之を賣却したので再び石炭の過剰を利用するに苦んだ、獨逸ルクセンブルグ會社は Dortmund 組合の大製鐵場を有し其位置は、ゲ會社の大炭田と接近し大戰の爲には其炭田の幾分を失ひ其補充に惱んで居た、加之大戰

後二、三の製鋼所と利益共同を約して製鋼品の消化を確保したので兩社は經營合同に依つて原料自給、製品消化上相補ふを得べき地位にあつた。注目すべきは獨逸ルクセンブルグ會社の支配權を有せるユーゴー、スチンネス氏の活躍で從來石炭界に勢力を振つた氏は此機會に據りて一舉にして製鐵業の霸權を把握せんと試みたのであらう、そこで先づ去年七月此兩社の間に同年十月一日以降八十年間に亘る利益共同が締結せられ純益金は等分し兩會社は獨立の存在は維持するが營業上は一會社として活動することゝなつた。

此新同盟はライン、エルベ、ユニオンと稱し本店をデュツセルドルフに置いた。本同盟は獨逸財界空前の大合同で兩社共各一億三千萬馬克の資本金及巨億の社債を有して居た。然るに同年十月にはスチンネス氏は更にボヘミア鑄鋼組合の株式を買收して之と利益共同を結び(同社は株金七千萬馬克、成績良好を以て稱せられて居る)其二月には伯林にある *Simons & Halske* 株式會社及ニユルンベルヒの前 *Schnecke* 電氣會社(此兩社は合してシーメンズ、シュツカート株式會社の株式全部を保持して居る)と對等の條件で利益共同を約し各社共資本金額に從て利益配當をなすことゝなつた。本同盟は云ふ迄もなくスチンネス氏の理想に從て動くものである。

(一)	ゲルゼンキルヘン會社	資本金	一三〇	<small>百萬馬克</small>
(二)	獨逸ルクセンブルグ會社	〃	一三〇	
(三)	ボヒューマー組合	〃	七〇	
(四)	シーメンズ及ハルスケー會社	〃	一三〇	
(五)	シュツカート會社	〃	七〇	
	計		五三〇	

61 本同盟は更にハンブルク船渠會社、北海船渠會社其他を包擁し總計三十餘個の經營を統合し其從業勞働者二十萬人を超へると稱せられて居る。之を米國のユー、エス會社に比すれば尙ほ其規模に於

62
て及ばぬが既に鬱然たる大トラストである。

(ロ) クレツクナー團(Klöckner-Gruppe)

其中心企業なるロートリンゲン製煉及鑛山組合はローレン及佛國領域内の鑛山及工場を失ひ唯炭坑と従來利益共同中のデュツセルドルフ鐵及線製造會社 Mannsstedt 會社及 Quint 會社の三工場を有するに止つたが戰後更に Haspar 鐵鋼會社 Königsburn 會社 Georgsmarien 鑛山及製鐵組合と利益共同を結び全く自給自足の大企業として面目を一新することゝなつた。

(ハ) チツセン團

一八七一年創立の宗家は一九一八年にチツセン商事會社、同機械製造會社(一九一二年創立)と合してチツセン株式會社を組織し更に Chr. Weuste & Overbeck 電氣會社、チツセン炭坑會社をも管轄するに到つた。而して最初石炭王たりし同家を製鐵業の重鎮たらしめたるドイツチャー、カイザー製鋼所は一九一九年 Hamborn-Bruckhausen に August Thyssen-Hütte Gewerkschaft を組織し Bruckhausen 製鐵所の壓延所及鑛山業を管轄し更に Lohberg 及 Rhein I の炭坑をも結合した。又チツセン團には Meiderich の製鐵所、Oberbilk 製鋼所(デュツセルドルフ) Reisholz の壓延工場等がある、尙ほ鐵及石炭の販賣機關を有し内外各地に出張所を置く。因に戰前ローレンのハーゲンデンゲンに新設した大製鐵所は既に賣却するの餘儀なきに到つた。

(註) Stahl u. Eisen 31. Nr. 21 參照

(三) Gutehoffnungs 製鐵所團

大戰後本製鐵所は更に Boecker 製線會社(ゲルシエンキルヘン) Hamiel & Lueg 機械製作所(デュツセルドルフ)、グラーフエンベルグ)及 Althenduden 壓延工場等を合併し Ludwig Möhling 鉸釘工場を賃借し石炭販賣運搬業者の巨擘なる Franz Hamiel & Cie. 會社、ハンブルグ獨逸船渠會社其他數個の製鋼會社を買

收した。

(ホ) Stumm 團

戦前ザール地方に所有したるノインキルヘン、ハンブルク及ネツキングンの諸工場を賣却し其資金を以て各種の炭鐵會社を買收した、殊にゲルシエンキルヘン鑄鋼會社、Anheuer 鑄鋼會社、Oeking 製鋼所、Dahlhausen-Bielefeld 鍛鍊工場、Menden 及 Schwerte 製鐵所、Aplerbecker 炭坑會社其他十數個の加工工場を支配し自動車製造を營み船渠を經營し、更に Witten 鑄鋼所及 Steinf 的 Kraft 製鐵所の株式を買收した、其結果クラフト會社の高爐を買收し、Tilbeck 會社との間に利益共同が成立した。又 Aachenbachs Stumm 炭坑會社は König Wilhelm 鑛山會社と二十五年間の利益共同を約した。

以上の五トラストに加ふるに更に次の各種の團體を擧ぐることが出来る。

(ク) Phoenix 鑛山及製鐵會社

Reihersiegs 船渠會社を買收し炭礦會社 (Katernberg) と五十年に亘る利益共同を約して燃料の供給を確保した、但し其株式はケルンの鐵鋼商オットー、ウォルフの手を経て和蘭資本團に買收せられたと傳へられる。

(ト) Hoesch 鐵鋼會社

一九一八年燃料自給の必要上 Fürst Leopold 及同 Fortsatzung を得、一九二〇年には Boecker & Röhr 冷壓延工場を得、續いて鉸釘工場、車輛工場等を收めた、斯くて粗材品の用途を確保した、超へて本年の初め Köln-Neuessen 鑛山組合と八十年間の利益共同を約し愈々燃料自給を確めた。

(チ) クルツプ會社の平和事業

兵器製造會社として戦時中巨利を收めた同社は今や着々として平時産業の施設に手を染めつゝある即ちバーデンにあるフアウル農具機械會社と利益共同を約せるを手初めに Buckban 機械會社

64

を合併して炭坑用鑿品の製造を擴張し之に力を注ぎつゝある、而してエッセン市の工場一部の閉鎖によりて失つた能力を茲に回復し使用人の如き一九一九年の三萬九千人より現在五萬人に達して居る。更にウエストファリアの Hedwig 熔鑛場をも買収し大製鋼場を建設したと傳へられる。

(リ)ライオン製鋼會社 (Duisburg-Maiderieh)

石炭の供給確保の必要上 Arenberg 鑛山及製鐵所と三十年間の利益共同を約した。

(ヌ) Charlotten Hütte 株式會社 (Niederschelden)

本社は一九一五年以來 Cöln-Müsen 鑛山株式會社、Eichener 壓延、鍍金工場、Sieghütter 製鐵所、Leunise 會社 (Ober-Hessen) 等を合併し、更に大戰進行と共に近隣の數會社と合併したが、上シレジアのビスマーク製鐵所の株券の大部分を買収した、是より先きビスマーク製鐵所は東西二社に分離し其西部はウエストファリア製鋼所の管理に屬しつゝあつたが此度の買収にはシャールテン社は其双方の株式を收得したのである。

(ル) ロエヒリング鐵鋼會社

従來は Weizlar ブーデルス製鐵所を有するのみだつたが兩社共同して特殊鋼會社を創立して同種會社を買収した、尙ほ戦前のロエヒリング鐵鋼會社は一千萬馬克で Völklingen 製鋼所に賣却せられ同時に四百萬馬克の資本にてロエヒリング、ホエルリングン會社を創立した。

(オ) ロンバハ製鐵所

ローレンの工場を賣却して Concordia 鑛山會社を正式に買収した。

(ツ) ローレン炭礦會社

戦後 Funke エッセン炭礦會社と利益共同を約してローレン鑛山株式會社 (Bergbau A.-g. Lohringen) を起し來年一月一日以降更に Henschel & Sohn 會社と五十年の利益共同を結んだ。尙ほ數へ擧ぐれば

上シレジア地方にも多少の新トラストを見たが特に注目するに足るものはない、若し之等の叙述を第一節に掲げた各組合の割當表と對比すれば單純の小企業が既に著しく減退しつつあるを見るであらう。

艱歩多難の本邦製鐵業者に取りて斯る趨勢は注目し値する現象だと思はれる。

(註) Stahl u. Eisen, 24, März 1921, S. 422 ff 參照

第四節 結 論

スチンネス氏を中心とする聯合委員會の報告並に炭坑問題の具體的解決等は之を將來の討究に委ねるとにし、余は一先づ茲で本問題の叙述を止め度いと思ふ。扱て余は以上數節の叙述に依て戦後獨逸の炭鐵業に發展した資本集中の趨勢と民主的制度の要望とを瞥見した。而して繰返すまでもなく目下の産業危機は生産の増加と價格の低減のみ之を救ふことが出来る。分配の公平も生産の減退を許すことが出来ぬとすれば尙ほ炭坑の社會化は實現せられる時でないらしい。蓋し夫は非常に危険な實驗であるからである。

ユーゴー、スチンネス氏は同國有數の敏腕家であると云ふが其主張は巧に産業の危機を利用し大膽なる資本主義の擁護である。之を事實の推移から察するに企業の集中が之程盛に行はれ而かも嘗て米國合同史に喧傳せられた如き反駁の出現せぬことは輿論の意嚮を想見せしむるに足りはしなしか、若し將來の推移を注視するならば夫は興味ある仕事であると思ふ。(完)

(大正十年四月二十八日稿)